5. 災害対策会議の組織及び所掌事務

(1)組織

災害対策会議は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって構成する。 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。 議長は、必要に応じ、その他の議員の出席を求めることができる。

(2) 所掌事務

災害情報の収集・整理に関すること 議員及び市対策本部との連絡調整に関すること 市対策本部への協力に関すること 市対策本部への要望及び提言並びに国、県その他関係機関に対する要望活動に関する こと

その他議長が必要と認める事項に関すること

災害対策会議設置については、上記を基本としながら別途要綱により定める。

災害対策会議の設置・開催フロー

【地震災害】

【地震災害以外】



